

「屋外分煙所」モデル整備の ガイドライン (令和4年1月版)

大阪府健康医療部
健康推進室健康づくり課

目 次

1	ガイドライン策定の経過と目的	1
2	屋外分煙所整備の進め方	2
①	整備場所の選定（整備用地の確保）	
②	仕様・整備費用の検討	
③	管理運営の検討	
④	効果測定の実施	
3	整備に係る費用及び整備期間【参考】	6
4	本ガイドラインの充実に向けた今後の取組み	7

《参考》

①	「屋外分煙所」整備の基本的考え方【概要】	8
②	府民・飲食店調査の結果（令和3年度）	8

《事例集》

①	「屋外分煙所」モデル整備の状況	10
②	「屋外分煙所」モデル整備の事例一覧	10
③	「屋外分煙所」モデル整備の事例集	11

1 ガイドライン策定の経過と目的

大阪府では、府民の健康を守るため、平成30年7月の「健康増進法」の改正を受け、法を上回る基準の「大阪府受動喫煙防止条例」を平成31年3月に制定しました。

法及び府条例に基づき、原則屋内禁煙の取組みが進むことで、屋外や路上での喫煙の増加が懸念されることから、令和元年9月に『「屋外分煙所」整備の基本的考え方』（※P8参照）を作成し、市町村や民間事業者と連携した屋外分煙所のモデル整備を進めてきました。

このたび、これまでの整備事例を踏まえ、「屋外分煙所」の候補地の選定や仕様、協力者との連携等について整理し、ガイドラインとしてとりまとめました。

今後、ガイドラインをもとに、市町村や民間事業者との連携を更に進め、屋外分煙所のモデル整備を積極的に推進していきます。

また、その進捗状況にあわせて、必要に応じて本ガイドラインを改定していきます。

《参考》

(1) モデル整備の期間・目標箇所数

モデル整備期間	令和元（2019）年度～令和6（2024）年度
整備目標箇所数	府内20～30箇所

(2) 整備に対する府の財政的支援

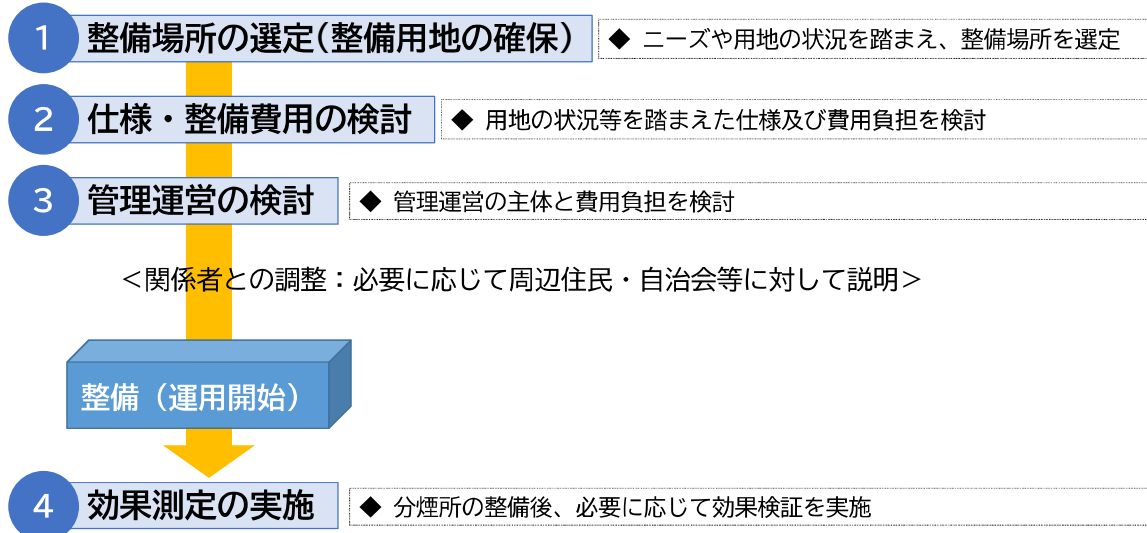
整備主体に対し、モデル整備の附帯設備（※）にかかる費用について、1か所あたり100万円を上限に必要額の2分の1を補助

※ 整備に附帯する設備：屋外分煙所の本体整備以外の看板や防犯カメラの設置、電源工事にかかる費用 など

2 屋外分煙所整備の進め方

屋外分煙所の整備にあたっては、受動喫煙の防止はもとより、路上喫煙防止や吸い殻のポイ捨て等の環境美化、飲食店の利用者の喫煙対策等の課題もあわせて解決できるよう、様々な関係者が連携し、地域の実情に応じて進めていくことが必要となる。

ここでは、屋外分煙所整備の全体的な流れやそれぞれの段階での考え方、留意点及び連携パターン等を、これまでのモデル整備の事例を踏まえて整理する。



2 ①整備場所の選定（整備用地の確保）

(1) 整備場所（候補地）

- ◆ 法や条例の規制の対象となる「第一種施設」及び「第二種施設」の周辺での整備が基本。
- ◆ そのほか、路上喫煙やたばこのポイ捨てに関する苦情の多い場所の周辺も候補地。
- ◆ なお、設置者は、整備を行う場所の自治体や屋内禁煙となる施設の管理者等を想定。

規制の対象となる施設	整備場所	整備主体（設置者）※想定
第一種施設	(ア) 第一種施設の近隣	・自治体 ・第一種施設の管理者
第二種施設	(イ) 飲食店などが密集する繁華街周辺	・自治体 ・施設管理者（繁華街の施設の事業者、商店街など
	(ウ) 鉄道駅舎周辺	・自治体 ・鉄道など交通事業者、駅ビル管理者、駅周辺の事業者（テナント） など

《これまでの事例》

- ・これまでに整備された11か所については、3パターンのうち、「(ア) 第1種施設の近隣」又は「(ウ) 鉄道駅舎周辺」のいずれかとなっている。
- ・「(イ) 飲食店などが密集する繁華街周辺」については、用地の確保等に課題があり、現時点では整備に至っていない。
- ・設置者はいずれも自治体。

2 ①整備場所の選定（整備用地の確保）

（2）整備場所（候補地）を選定する際の留意点

◆ 整備場所（候補地）の選定にあたっては、所有者との調整のほか、以下の点に留意が必要。

項 目	内 容	調整先等
・道路認定の有無	☐ 車道認定を受けている場所は屋外分煙所設置は不可。 ☐ 歩道認定を受けている場所は、歩道を所有する地方自治体の道路占用許可を確認し、屋外分煙所設置の可能性の可否を確認。 ☐ 整備候補地と車道が隣接している場合は、候補地と車道との区別をつけるために段差等を設ける必要があることから警察との協議が必要。	・道路管轄 行政機関 ・警察署
・土地の用途区分	☐ 防火地域区分である場合等、所管する地方自治体に屋外分煙所設置の可否を確認する必要がある。	・市町村
・まちづくり計画の確認	☐ 地方自治体が実施するまちづくり計画内に、整備候補地が含まれていないかを確認。該当する場合は、屋外分煙所整備の可否の協議が必要。	・市町村
・公開空地（総合設定制度）の確認	☐ 公開空地に指定されている場所では屋外分煙所設置が不可能な場合があるため、制度を所管する地方自治体に確認が必要。	・大阪府 ・特定行政庁
・避難経路の確認	☐ 避難経路上の障害物は設置が不可能であるため、消防署と協議が必要。	・消防署
・学校通学路の確認	☐ 受動喫煙防止の観点から学校通学路上での設置は好ましくないため、道路路上に整備する場合は、学校通学路の場所も考慮すること。	・学校 ・教育委員会
・地下埋設物の有無	☐ 電気管、水道管、ガス管、下水管、通信線等が地下に埋設されている可能性があるため、事前の確認が必要。	・管轄行政機関 ・電力会社 ・通信会社 等

2 ①整備場所の選定（整備用地の確保）

（3）整備用地のパターン

- ◆ 整備用地としては、公共用地（国・府・市町村）か民有地（協力民間事業者の土地等）のいずれか。
- ◆ 設置者の所有地のほか、行政間の連携や民間事業者との連携により整備用地を確保。

整備用地	確保パターン
公共用地	（ア）設置者所有の土地
	（イ）行政間の連携 ＜例＞府の土地に市町村が整備
民有地	（ウ）設置者所有の土地
	（エ）行政と民間の連携 ＜例＞民間事業者所有の土地に市町村が整備
	（オ）民民の連携 ＜例＞民ビルの所有者が隣接地を借りて整備

《これまでの事例》

- ・これまで整備された11か所のうち、9か所は「（ア）設置者所有の土地」となっている。その他の2か所は、「（イ）行政間の連携」として「市が管理する府の道路路上に市が設置者となり整備」をしたもの、「（エ）行政と民間の連携」として「鉄道駅舎周辺等の私有地及び鉄道事業者の所有地を活用した整備」となっている。

2 ②仕様・整備費用の検討

(1) 屋外分煙所の仕様

- ◆ 厚生労働省が示す仕様を基本とするが、周囲の状況等を踏まえ、これによらない仕様も含める。ただし、灰皿のみの設置は「屋外分煙所」の仕様には含まない。

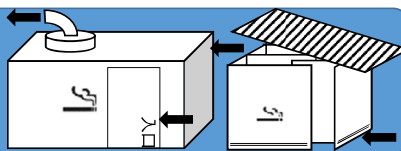
府が進める整備における仕様

× 灰皿のみ設置



○ 厚生労働省の仕様以外の屋外分煙所

○ 厚生労働省の示す仕様を満たす屋外分煙施設



厚生労働省が示す「屋外分煙施設の技術的留意事項」の内容

- ◆ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること（「コンテナ型」または「パーテーション型」）

<パーテーション型の具体例>

壁	一定程度の高さ（2～3メートル程度）
出入口	方向転換のためのクランク（2回以上のクランクがあることが望ましい）
給気	四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）
天井	天井の一部を囲う場合には、天井に勾配 壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面

2 ②仕様・整備費用の検討

厚生労働省の基準以外の屋外分煙所の考え方（例）

- ◆ 通常、周囲を人が通行しないこと
 - <例> 道路の中央分離帯への設置
周辺地区より高台に設置する場合（煙は上に）
- ◆ 構造上、屋外分煙所の壁が設置困難である場合（管理権原者の判断）
 - <例> 高架下
- ◆ その他の状況の総合判断
 - ・ 周辺の利用者への影響がないと確認できる場合
 - ・ 周辺の景観に配慮する場合
<例> 公園緑地

《これまでの事例》

- ・ これまでに整備された11か所のうち、7か所は、厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項」に合致した仕様となっている（パーテーション型）。
- ・ 厚生労働省の基準に合致しない4か所については、用地面積や防犯等の観点からパーテーションの仕様やクランクの設置等の基準を満たしていないが、一定配慮がなされている

2 ②仕様・整備費用の検討

(2) 仕様を決定する際の留意点

- ◆ 屋外分煙所の仕様（面積・形状・定員等）については、周辺の喫煙状況等から想定される利用人数や活用できる用地面積等を踏まえ検討することが必要。

※ 利用人数に比して、面積が小さい場合、周辺での路上喫煙が増える可能性がある。

(3) 整備における費用負担

- ◆ 整備における費用については、設置者負担のほか、協力者（民間事業者等）が整備に係る費用を負担又は協力者が整備した屋外分煙所の現物を設置者に寄附する場合がある。
- ◆ 設備（排煙設備、標識、防犯カメラ、空調 など）の整備にあたっても同様。

※ 設備整備にあたっては、府の助成制度あり（P 6 参照）

費用負担のパターン
(ア) 設置者負担
(イ) 協力者（民間事業者等）が負担
(ウ) 協力者が整備した現物を設置者に寄附
(エ) 上記を組み合わせたパターン

《これまでの事例》

- ・これまで整備された11か所のうち、本体の整備における費用負担は、「(ア) 設置者負担」が7件、「(ウ) の協力者が整備した現物を設置者に寄附」が2件、「(エ) 上記を組み合わせたパターン」が2件となっている。

2 ③管理運営の検討

(1) 管理運営の主体と費用負担

- ◆ 管理運営の主体は、設置者となるが、管理に係る費用の負担において、設置者が自ら負担する場合のほか、協力者（民間事業者等）の協力を得て行う場合がある。

《管理運営の内容》

- ・メンテナンス、日常の清掃、トラブル等への対応 など

《これまでの事例》

- ・これまでに整備された11か所のうち、協力者との連携のもとで、管理運営が行われているのは1か所となっている。

(具体的な連携内容)

屋外分煙所周辺に飲料自動販売機を設置し、自動販売機設置会社が日常清掃等を実施

2 ④効果測定の実施

(1) 効果測定の手法

- ◆ 屋外分煙所の整備による受動喫煙の防止の効果測定については、整備前後の路上喫煙者数の比較等により推測。

調査内容（例）

- ◆ 喫煙者の路上カウント調査(調査箇所において、喫煙者をカウンターにて計測)
- ◆ たばこの投棄数調査(調査箇所において、地面に落ちているたばこの本数計測)

手順1	最初に、各地点において路面のごみの散乱状況を日時・場所がわかるように撮影
手順2	調査開始時間の10分前から、調査区域内に投棄されたたばこの吸い殻を収集
手順3	調査終了後、ただちに調査区域内に投棄されたたばこの吸い殻を収集
手順4	収集したたばこの吸い殻をカウント

調査実施時期

- ◆ 屋外分煙所整備の前後に同じ調査箇所で、喫煙者の路上カウント及びたばこの投棄数調査を実施
※ 屋外分煙所整備前後の調査について、調査条件をできる限り同様にすること。
(曜日、時間帯、イベント等の開催の有無など)

《これまでの事例》

- ・ 整備の効果測定は、この間整備した11か所中7か所で実施されており、「路上喫煙者数」や「吸殻投棄数」については、概ね、改善されている。
(事例1、3、4、6、7、8、9参照)

3 整備に係る費用及び整備期間【参考】

- 屋外分煙所の整備に係る費用や期間については、仕様や整備用地（土地の形状等）により大きく異なり、ガイドラインとして示すことが難しいため、モデル整備での実績を以下のとおり参考として示す。

<整備費用>

- ・ 概ね200万円から500万円程度

※ 民間事業者が整備をしたのちに、市町村等に寄附するというパターンもあるが、それらの正確な金額は不明

<整備期間（工期）>

- ・ 整備場所が確定した後の工期は、概ね2週間から4週間

※ 整備場所の確定までには、様々な関係者との調整があり、その状況により、要する期間も大きく異なるため、整備場所確定後の期間を例示

4 本ガイドラインの充実に向けた今後の取組み

- 屋外分煙所のモデル整備については、引き続き、市町村や民間事業者と連携を図りながら、推進していくこととしており、今後は、この間に取り組めていない整備場所や多様な主体による整備、事例のない又は少ない連携パターンによる整備等、幅広く事業を展開していく。

【取り組めていない整備場所】

（例）・ 繁華街での整備 等

【多様な主体による整備】

（例）・ 民間事業者が主体となった整備

・ 複数の飲食店（商店街・駅ビル等）による整備 等

※ 屋外だけでなく空き店舗、共用空間等の活用

【連携パターン】

（例）・ 民間事業者の用地の活用 等

- ガイドライン（最終版）の策定に向けて、モデル整備の進捗状況を踏まえながら、必要に応じて市町村、民間事業者等の関係者間で意見交換するなどして、整備や管理運営スキームの事例検証等を進めていく。

参考① 「屋外分煙所」整備の基本的考え方【概要】（令和元（2019）年9月）

背景

平成30年7月「健康増進法」が改正、平成31年3月「大阪府受動喫煙防止条例」を制定 → 「原則屋内禁煙」へ

法・条例に基づき、屋内の受動喫煙防止の取り組みが進めば、路上等屋外における喫煙が増加する懸念
有識者や市町村・関係事業者で構成する検討会を開催 ▶ 「屋外分煙所」整備の基本的考え方をとりまとめ

基本的考え方の概要

■整備場所の基本的考え方

・規制の対象となる第一種施設及び第二種施設周辺での整備を基本とする。
・設置者については、整備を行う場所の自治体や屋内禁煙となる施設の管理者を想定。

施設	場 所	設置者（想定）
第一種施設	（ア）第一種施設の近隣	自治体、第一種施設の管理者
第二種施設	（イ）飲食店などが密集する繁華街周辺	自治体、施設管理者、繁華街の施設の事業者、商店街など
	（ウ）鉄道駅舎周辺	自治体、鉄道など交通事業者、駅ビル管理者、駅周辺の事業者（テナント） など

■屋外分煙所の仕様

・厚生労働省が示す仕様を基本とするが、周囲の状況等を踏まえ、これによらない仕様も含める。ただし、灰皿のみの設置は「屋外分煙所」の仕様に含めない。

対象外

基本的考え方の範囲

厚生労働省の仕様以外の屋外分煙所

厚生労働省の示す仕様を満たす屋外分煙施設

灰皿のみの設置

■整備促進にあたって

・民間事業者等の連携・協力を前提に、設置者が主体となって整備をすすめる。
・敷地の提供や費用の負担において、自治体や民間事業者等の協力が想定される。

内容	役割	想定される協力者
整備	事業主体 ○設置場所の選定 ○仕様に関する協議・決定	
	敷地の提供 ○設置場所の提供	国・自治体（公共用地の提供） 民間事業者（民地の提供）
	整備費用の負担 ○設置費用の負担 ○仕様に関する提案・協議	たばこ事業者、広告会社、飲料メーカー、鉄道・バス・タクシー会社
管理運営	管理運営 ○管理運営 メンテナンス、日常清掃、トラブル対応	
	管理費用の負担 ○維持管理費用の負担（日常清掃等）	飲料メーカー、広告会社

■モデル整備の方針・目標

・条例の全面施行までの間に、「基本的な考え方」に基づき、モデル整備を進める。

◇モデル整備期間 令和元（2019）～6（2024）年度

◇整備目標箇所数 府内20～30カ所を想定

○関係者の連携・協力により、整備効果や課題を把握しながら、モデル整備を進める。

○関係者間による協議会を設置し、モデル整備のパターンの整理や効果測定を基に、整備及び管理運営スキームの検証を行う。

○モデル整備の検証内容を踏まえ、自治体と事業者との連携パターン等を取りまとめたガイドラインを策定する。

○整備主体や協力事業者へ広く周知し、屋外分煙所の整備促進につなげる。

参考② 府民・飲食店調査の結果（令和3年度）

府民意識調査

調査実施期間：2021年8月20日～10月19日 回答数：非喫煙者1,083件、喫煙者659件

【問】 オフィスや飲食店等の施設における原則屋内禁煙が進むにつれ、施設周辺の路上喫煙が増加する懸念があります。屋外に分煙所の設置を進めることについて、あなたはどのように思いますか。

	進めるべき	一定の配慮があれば進めてもよい
全体	41.3%	46.6%
非喫煙者	36.0%	56.4%
喫煙者	48.4%	30.3%

飲食店実態調査

調査実施期間：2021年9月1日～21日 回答数：3,500件

【問】 「原則屋内禁煙」に取り組むためは、どのような支援、環境整備があればよいと思いますか。

飲食店	屋外での喫煙所確保	24.8%
-----	-----------	-------

「屋外分煙所」モデル整備

事例集

① 「屋外分煙所」モデル整備の状況

(1) 整備件数

令和元（2019）年度 1件

令和2（2020）年度 10件

令和3（2021）年度 0件

(2) 整備のパターン

整備主体	行政	11	府1、市10
	民間	0	
整備用地の区分	第一種施設の近隣	2	
	飲食店などが密集する繁華街周辺	0	
	利用者の多い鉄道駅周辺	9	
整備用地の提供	設置者	10	府（市の管理地を含む）2、市7 民間1、市及び民間1
	協力事業者	2	
分煙所の仕様	パーティション型	10	
	その他（※）	1	
整備費用の負担	設置者	9	市7、民間が整備して寄付2 市及び民間2
	協力事業者	4	
管理運営	設置者	10	市10 民間による清掃1
	協力事業者	1	

※ 紙巻たばこ喫煙エリアと加熱式たばこ喫煙専用エリアを区分

② 「屋外分煙所」モデル整備の事例一覧

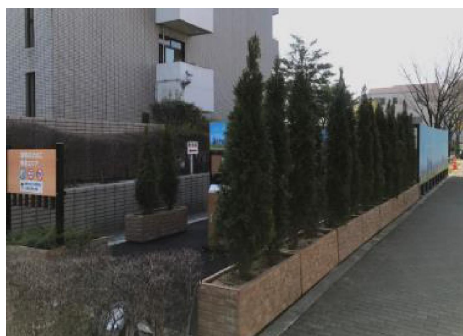
- ・令和元（2019）年度～3（2021）年度に整備した11カ所の「屋外分煙所」について、設置者と協力事業者との連携パターンの一覧表です。
- ・該当箇所を、「●」で示しています。

		事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6	事例7	事例8	事例9	事例10	事例11
		P11	P12	P13	P14	P15	P16	P17	P18	P19	P20	P21
整備主体	行政	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	民間											
整備用地の提供	設置者	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	協力事業者		●		●							
整備費用の負担	設置者		●	●	●		●	●	●	●	●	●
	協力事業者	●		●	●	●						
管理運営	設置者		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	協力事業者	●										

③－（１）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（１）門真運転免許試験場隣接地

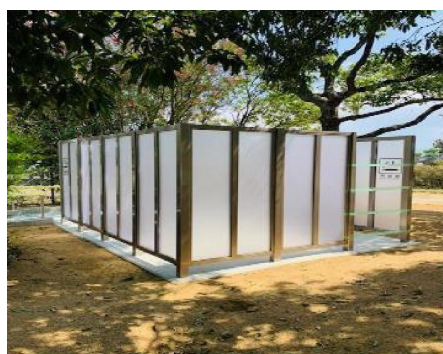
整備主体	大阪府警察			
整備用地の区分	第一種施設の近隣			
整備用地の所有者	府有地（普通財産）			
分煙所の仕様	紙巻きたばこ喫煙エリアと加熱式たばこ専用喫煙エリアを区分			
整備費用の負担	民間事業者による分煙所寄附			
管理運営	整備主体 民間事業者が、日々の清掃、防犯カメラの設置を実施			
効果測定	路上喫煙者数及び吸い殻投棄数ともに大幅に減少			
	＜路上喫煙者数＞			
		分煙所設置前	分煙所設置後	差
	平日	128人	13人	89.8%減 ↓
	休日	124人	12人	90.3%減 ↓
	＜吸い殻投棄数＞			
	分煙所設置前	分煙所設置後	差	
平日	66本	16本	75.8%減 ↓	
休日	36本	4本	88.9%減 ↓	



③－（２）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（２）高石市鴨公園内

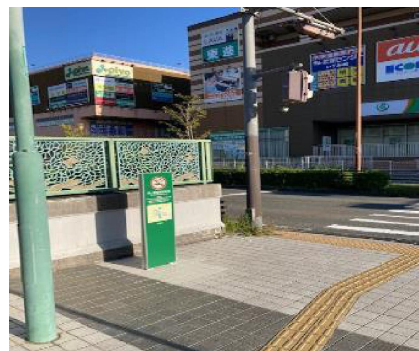
整備主体	高石市
整備用地の区分	第一種施設の近隣
整備用地の所有者	株式会社MBSメディアホールディングス
分煙所の仕様	パーテーション型 （厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項」に合致）
整備費用の負担	整備主体及び府補助金を活用（スロープ、防犯カメラ）
管理運営	整備主体
その他	公園内や周辺の駐車場において路上喫煙、吸い殻投棄があったことから、第一種施設の利用者に加え、公園利用者の喫煙環境をも同時に整備。公園内の用地を活用（民間事業者所有）



③－（３）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（３）泉北高速鉄道と泉中央駅周辺

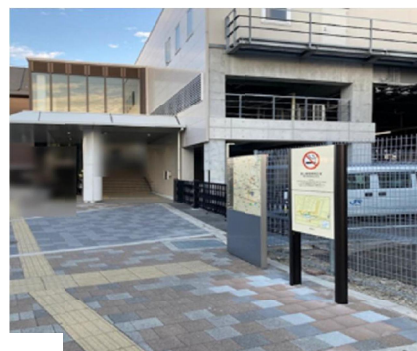
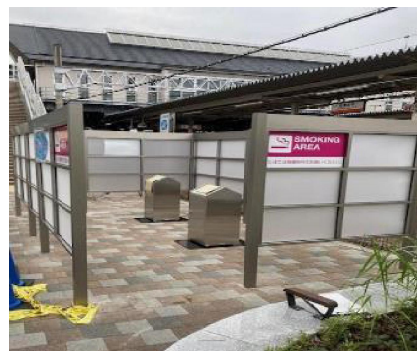
整備主体	和泉市						
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備						
整備用地の所有者	大阪府（和泉市が管理する府道上での整備）						
分煙所の仕様	パーテーション型						
整備費用の負担	整備主体及び民間事業者の協力による整備 府補助金を活用（標識看板）						
管理運営	整備主体						
その他	「和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例」に基づき、 路上喫煙規制区域で整備						
効果測定	路上喫煙者数及び吸い殻投棄数ともに減少						
	<路上喫煙者数>						
	<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>101人</td><td>45人</td><td>55.4%減 ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	101人	45人	55.4%減 ↓
	分煙所設置前	分煙所設置後	差				
	101人	45人	55.4%減 ↓				
<吸い殻投棄数>							
<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>141本</td><td>14本</td><td>90.1%減 ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	141本	14本	90.1%減 ↓	
分煙所設置前	分煙所設置後	差					
141本	14本	90.1%減 ↓					



③－（４）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（４）JR和泉府中駅周辺

整備主体	和泉市						
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備						
整備用地の所有者	整備主体、西日本旅客鉄道株式会社						
分煙所の仕様	パーテーション型						
整備費用の負担	民間事業者の用地を活用（一部） 整備主体及び民間事業者の協力による整備 府補助金を活用（標識看板）						
管理運営	整備主体						
その他	「和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例」に基づき、 路上喫煙規制区域で整備						
効果測定	路上喫煙者数及び吸い殻投棄数ともに減少						
	<路上喫煙者数>						
	<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>53人</td><td>10人</td><td>81.1% ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	53人	10人	81.1% ↓
	分煙所設置前	分煙所設置後	差				
53人	10人	81.1% ↓					
<吸い殻投棄数>							
<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>20本</td><td>19本</td><td>5% ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	20本	19本	5% ↓	
分煙所設置前	分煙所設置後	差					
20本	19本	5% ↓					



③－（５）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（５）京阪古川橋駅周辺

整備主体	門真市
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備
整備用地の所有者	整備主体
分煙所の仕様	パーテーション型
整備費用の負担	民間事業者による分煙所寄附 府補助金を活用（防護柵設置工事、案内看板、路上ステッカー）
管理運営	整備主体
その他	「門真市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙禁止区域での整備



③－（６）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（６）京阪萱島駅周辺

整備主体	寝屋川市						
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備						
整備用地の所有者	整備主体						
分煙所の仕様	パーテーション型 (厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項」に合致)						
整備費用の負担	整備主体及び府補助金を活用(案内看板、路面シール)						
管理運営	整備主体						
その他	「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」に基づき、路上喫煙禁止区域で整備						
効果測定	路上喫煙者数及び吸い殻投棄数ともに減少						
	<路上喫煙者数>						
	<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>21人</td><td>19人</td><td>9.5%減 ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	21人	19人	9.5%減 ↓
	分煙所設置前	分煙所設置後	差				
21人	19人	9.5%減 ↓					
<吸い殻投棄数>							
<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>43本</td><td>23本</td><td>46.5%減 ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	43本	23本	46.5%減 ↓	
分煙所設置前	分煙所設置後	差					
43本	23本	46.5%減 ↓					



③－（７）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（７）京阪寝屋川市駅周辺

整備主体	寝屋川市																		
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備																		
整備用地の所有者	整備主体																		
分煙所の仕様	パーテーション型 (厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項」に合致)																		
整備費用の負担	整備主体及び府補助金を活用(案内看板、路面シール)																		
管理運営	整備主体																		
その他	「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」に基づき、路上喫煙禁止区域で整備																		
効果測定	吸い殻投棄数は減少、路上喫煙者数は一部減少。																		
	<路上喫煙者数>																		
	<table><tr><th colspan="3">東口北改札側</th><th colspan="3">東口南改札側</th></tr><tr><th>設置前</th><th>設置後</th><th>差</th><th>設置前</th><th>設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>31人</td><td>23人</td><td>25.8%減 ↓</td><td>23人</td><td>31人</td><td>34.8%増 ↑</td></tr></table>	東口北改札側			東口南改札側			設置前	設置後	差	設置前	設置後	差	31人	23人	25.8%減 ↓	23人	31人	34.8%増 ↑
	東口北改札側			東口南改札側															
	設置前	設置後	差	設置前	設置後	差													
31人	23人	25.8%減 ↓	23人	31人	34.8%増 ↑														
<吸い殻投棄数>																			
<table><tr><th colspan="3">北改札側</th><th colspan="3">東口南改札側</th></tr><tr><th>設置前</th><th>設置後</th><th>差</th><th>設置前</th><th>設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>89本</td><td>36本</td><td>59.6%減 ↓</td><td>63本</td><td>51本</td><td>19.0%減 ↓</td></tr></table>	北改札側			東口南改札側			設置前	設置後	差	設置前	設置後	差	89本	36本	59.6%減 ↓	63本	51本	19.0%減 ↓	
北改札側			東口南改札側																
設置前	設置後	差	設置前	設置後	差														
89本	36本	59.6%減 ↓	63本	51本	19.0%減 ↓														



③－（８）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（８）京阪香里園駅周辺

整備主体	寝屋川市						
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備						
整備用地の所有者	整備主体						
分煙所の仕様	パーテーション型 (厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項に合致」)						
整備費用の負担	整備主体及び府補助金を活用（案内看板、路面シール）						
管理運営	整備主体						
その他	「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」に基づき、路上喫煙禁止区域での整備						
効果測定	路上喫煙者数及び吸い殻投棄数ともに減少						
	<路上喫煙者数>						
	<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>43人</td><td>20人</td><td>53.5%減 ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	43人	20人	53.5%減 ↓
	分煙所設置前	分煙所設置後	差				
	43人	20人	53.5%減 ↓				
<吸い殻投棄数>							
<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>39本</td><td>21本</td><td>46.2%減 ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	39本	21本	46.2%減 ↓	
分煙所設置前	分煙所設置後	差					
39本	21本	46.2%減 ↓					



③－（９）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（９）JR寝屋川公園駅周辺

整備主体	寝屋川市						
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備						
整備用地の所有者	整備主体						
分煙所の仕様	パーテーション型 （厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項」に合致）						
整備費用の負担	整備主体及び府補助金を活用（案内看板、路面シール）						
管理運営	整備主体						
その他	「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」に基づき、路上喫煙禁止区域で整備						
効果測定	吸い殻投棄数は減少						
	<路上喫煙者数>						
	<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>13人</td><td>13人</td><td>増減なし</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	13人	13人	増減なし
	分煙所設置前	分煙所設置後	差				
	13人	13人	増減なし				
<吸い殻投棄数>							
<table><tr><th>分煙所設置前</th><th>分煙所設置後</th><th>差</th></tr><tr><td>29本</td><td>6本</td><td>79.3%減 ↓</td></tr></table>	分煙所設置前	分煙所設置後	差	29本	6本	79.3%減 ↓	
分煙所設置前	分煙所設置後	差					
29本	6本	79.3%減 ↓					



③－（１０）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（１０）大阪モノレール柴原阪大前駅周辺

整備主体	豊中市
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備
整備用地の所有者	大阪府（豊中市が管理する府道上での整備）
分煙所の仕様	パーテーション型 （厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項」に合致）
整備費用の負担	整備主体及び府補助金を活用（クランク及び最下段パネルの追加）
管理運営	整備主体
その他	「豊中市スマイルクリーン条例」に基づき、路上喫煙禁止区域で整備



③－（１１）「屋外分煙所」モデル整備の事例

（１１）阪急岡町駅周辺

整備主体	豊中市
整備用地の区分	利用者の多い鉄道駅舎周辺に整備
整備用地の所有者	整備主体
分煙所の仕様	パーテーション型 （厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項」に合致）
整備費用の負担	整備主体及び府補助金を活用（クランク及び最下段パネルの追加）
管理運営	整備主体
その他	「豊中市スマイルクリーン条例」に基づき、路上喫煙禁止区域で整備

